

令和7年度当初予算編成方針

【国の動向】

本年6月に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）において、国・地方の基礎的財政収支は、コロナ対応により大幅に悪化した後、基調として改善傾向にあり、歳出改革努力の継続を前提に2025年度の黒字化が視野に入る状況にある。デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させるため、物価・賃金・金利の価格上昇の対応と、潜在成長率の引上げに的を絞って資源配分へと質を変化させていくことが重要であるとし、誰もが自由で柔軟に活躍できる社会の構築と、経済・財政・社会保障を一体として、相互に連携させながら経済社会の持続可能性を確保する「経済あつての財政」との考え方が示されている。また、地方公共団体については、地域ごとに異なる将来の人口動態を念頭に、人手不足やインフラ老朽化等の資源制約に対応しながら持続可能な形で行政サービスを提供していくことが重要であるとし、地域経済の活性化及び新たな雇用の場の創出に取り組むとともに、防災・減災の取組みの強化、自治体DXの推進等を通じた住民の利便性向上と行財政効率化の両立を実現するため、安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

【町の財政状況と財政見通し】

本町の財政状況は、令和5年度一般会計の決算において、実質収支は約2億9百万円の黒字となり、歳入に占める自主財源の割合は、前年度に比べ2.5ポイント増の40%となったが、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策事業と災害復旧事業に関連する特定財源の減額によるものであり、町税等の自主財源の確保は乏しく、地方交付税をはじめとする収入の多くを国に依存する財政構造にあり、当該年度の歳入だけでは歳出を賄えない状況が続いているため、財政基盤は脆弱な状態である。

財政見通しでは、町税と地方譲与税について、定額減税の影響がなくなるとともに、個人所得の増加や好調な企業収益の影響が見込まれることから、令和6年度当初予算に対し、個人消費やインバウンド需要等による地域経済への波及効果が期待できる。一方で、エネルギー価格をはじめとする高騰す

る物価の見通しは不透明で、その対応の長期化も想定されるため、税収の予測がしにくい状況であり、一般財源総額の大幅な増額は見込めない。また、財政調整基金は、東日本大震災の復旧・復興事業の精算で残高10億円を下回る予定であり、歳出面では、激甚化・頻発化する自然災害への対応等、年度後半に追加の財政需要が生じる可能性から、十分な財源対策を期待することはできない。

【令和7年度予算編成の基本方針】

予算編成の方向性として、財政基盤の持続性と安定性の確保に向けた収支改善に取組み、財源不足の縮減につなげていくことが不可欠である。また、物価・賃金・金利といった価格の上昇にも対応しながら、大規模災害等への備えも求められており、その見通しは依然として予断を許さない状況である。

令和7年度当初予算は、このような課題への対応を含め、財源の確保に注力するとともに、限られた財源を最大限に活用するため、既存事業の見直しを行い、令和7年度の一般会計当初予算編成は、65億円を目指すものとし、基本事項を下記のとおり定める。

1 基本事項

(1) 長期総合計画後期基本計画に基づく事業への予算配分

長期総合計画基本構想に掲げる将来像の「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち 松島」の事業効果の実現に向けて、喫緊の課題に的確かつスピード感を持って対応していくためには、これまでの実績や取組み成果を反映し、持続的成長につなげる予算配分とするため、実施計画で採択された事業費を上限とする。また、不採択となった事業は、いかなる理由においても認めないので留意すること。

(2) 地球温暖化対策実行計画の目標達成に向けた取組み

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、温室効果ガス排出の削減を着実に推進するため、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化等の取組みに向けて必要な額を見積すること。

(3) 業務効率化・省人化に向けた予算化

今後の人手不足を見据えた上で、多様化・複雑化する課題にきめ細かく対

処しながら業務の効率化と負担軽減に向けて、あらゆる分野でのデジタル技術の活用を推進すること。また、公共施設等の老朽化について、予防保全の継続と維持管理の効率化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、住民等の利便性向上と行財政効率化の両面に資する必要な額を見積すること。

(4) 歳入歳出の見直しと事業の選択と集中

すべての事業について、社会情勢を考慮した経済状況や将来見通し、財政状況等を勘案し、事業の目的やねらい、最終形のイメージを明確にした上で、必要性・緊急性・優先性の観点から、事業の選択と集中を徹底して真に必要な額を見積すること。ただし、人件費や物価高に伴う燃料費・光熱水費・業務委託料等の上昇分については、特殊事情としての要求を認めるが、客観的なデータを根拠として示すことを条件とする。また、他課と関連する事業については、事前に十分な連絡調整を図った上で予算要求を行うとともに、重複を避け統一性を欠くことのないよう留意すること。

2 歳入に関する事項

(1) 町税等の自主財源

社会情勢を考慮した経済状況、税制改正等を見極め、的確な年間収入額を見積すること。また、未収金の縮減や納付率の向上を目指し、負担の公平と財源の確保に努めること。

(2) 国庫支出金及び県支出金

住民や事業者に影響のある補助制度の創設や制度改正について、国や宮城県の動向を注視しながら積極的に情報収集を行い、事業の継続性を踏まえ財源の確保に努めること。また、国・県補助金が打ち切られる事業については、真にやむを得ない場合を除き原則廃止とすること。

(3) 町債

防災・減災、国土強靱化や公共施設の老朽化対策等に伴う発行額の増加を踏まえ、将来も適切な規模の社会資本整備を維持・継続しつつ、必要な行政サービスを提供し続けられるよう、発行額について慎重に判断すること。

(4) その他の収入

各種団体が行う助成制度を活用する場合には、積極的に情報収集を行い、事業効果を見込んだ上で財源の確保に努めること。

3 歳出に関する事項

(1) トータルコストを意識した事業の予算化

職員一人一人がコスト意識を高め、創意工夫による事業効率化に取り組み、業務の負担軽減と施設管理経費の節減等に努めること。また、住民サービス向上のためのDX推進や、町の魅力発信又は町の認知度を向上するイメージアップ等を目的とする取組みについては、積極的に検討し、実施に向けて真に必要な額を見積すること。

(2) 既存事業費

社会情勢を考慮した経済状況や住民等が求める事業の把握に努め、費用対効果やニーズの低い事業、行政評価制度に基づく効果検証により必要性又は有効性が低いと評価された事業、類似事業の統合や費用対効果の低い事業の廃止又は縮小も含めて再度見直して、必要な額を見積すること。

(3) 新規事業費

基本事項(1)にも記載したとおり、長期総合計画実施計画に計上する事業を優先する。

なお、前年度に要求し、予算措置されなかった事業等については、再度の要求を行わないこと。ただし、その内容・手法や社会的状況において変更・変化があり要求を行う場合には、事業の必要性や有効性など、改めて整理した上で見積すること。

(4) 扶助費

社会保障関係経費は、年々増加傾向にあるので、国で示す伸び率等を安易に使用するのではなく、実績を精査し、町の実情に沿った見込額とし、過大積算に留意して、必要な額を見積すること。

(5) 各種団体に対する補助金等

事業の目的及び補助基準の明確化を図るとともに、補助の必要性及び効果を検証し、補助の役割を終えたものや効果の低いものは積極的に整理縮小に努めること。また、関係機関の実情を踏まえ、中長期的な視点で十分に検討して必要な額を見積すること。

(6) 普通建設事業

基本事項(1)にも記載したとおり、長期総合計画実施計画に計上する事

業を優先する。その見積にあたっては、実勢を踏まえた適正な労務単価や資材価格を考慮した積算とし、施設機能や維持管理の効率性に留意して見積すること。また、過大な投資を避けるとともに財源の確保を確実にを行い、一般財源の縮減に努めること。

(7) 公共施設等

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、中長期的視点で事業進捗の優先順位付けを行い、公共施設等の最適な配置と更新・長寿命化等を計画的に実行し、財政負担の軽減・平準化を図るものとする。

なお、統廃合による施設総量（延床面積）縮減や民間活力の導入等、様々な手法を検討し、計画目標に向け着実に実行すること。

(8) 職員定数等の適正化

定数管理計画に基づき、職員のモチベーションの維持・向上や人材育成、健康管理の推進を踏まえ、事業の効率化や事務事業等を見直し、職員の効果的な配置を行うこと。また、会計年度任用職員は、その趣旨に鑑みて緊急的、一時的な業務量の増大に伴い、応援が特に必要な場合にのみ配置するものとし、総務課と調整すること。

4 特別会計及び公営企業会計に関する事項

予算編成については、安定的な運営と一般会計の支出抑制のため、一層の見直しを行い、自己財源の確保と財政の健全化に努め、必要な額を見積すること。

なお、毎年、総務省から発出される「地方公営企業繰出金について」に該当する事業は、本通知の趣旨に準拠した内容とすることに留意する。

5 その他の留意事項

予算の要求は、課内・班内等で課長等と必ず打合せを行った上で、ヒアリングに臨むこと。また、積算にあたっては、単価・数量等の誤りを確認し、特殊事情を除き、前年度当初予算要求額の一般財源の範囲内に収めること。

①当初予算は年間予算として編成することとし、原則、補正予算は法令若しくは制度の改正等、また、その後に生じた災害等、特別な事由に基づくものに限定する。

②決算認定の審査結果をはじめ、早急に解決すべき懸案事項、議会からの指摘や提言等を受けた事項については、十分に検討した上で適切に予算要求すること。

③生産性向上・労働環境の整備や仕事の仕方の工夫など、働きやすい職場環境としていくため、執務室内の整理整頓に務めること。また、事務用品の調達は、3定管理（定品・定位・定量）を意識して必要な分だけ購入すること。

④業務の効率化・省人化及び環境配慮行動実行のため、出先機関を除く庁舎内の各課等において、これまで毎月振り分けていたコピー代（コピーカウンター料）、コピー用紙代、電話料については、財務課で処理するのでこれらにかかる経費については要求しないこと。

⑤特殊事情（物価高騰）で予算増加する場合、説明資料（任意）を提出すること。内容は、場所・期（月）別の数量・金額が明確に把握できるものとする。

⑥新規の公用車は、地球温暖化対策実行計画に基づき、低燃費、低公害仕様又は電気自動車を段階的に導入していくが、仕様は現公用車の同品又は以下のものとする。調達の際には、供給状況を把握すること。